

石川県公報

平成 25 年 10 月 8 日
第 1 2 6 3 6 号 (火曜日)
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

規 則			
○石川県社会福祉会館使用料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (厚生政策課)	1	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	1
○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	1	○財政的援助団体等監査結果公表	2
		○包括外部監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	3

規 則

石川県社会福祉会館使用料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成二十五年十月八日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十四号

石川県社会福祉会館使用料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
石川県社会福祉会館使用料条例の一部を改正する条例 (平成二十四年石川県条例第三十四号) 附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十五年十月十日とする。

公 告

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法 (昭和23年法律第68号) 第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令 (昭和23年政令第197号) 第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成25年10月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
虎谷 達洋	県内全域	金沢市駅西本町6丁目15-41 医療法人社団博友会 金沢西病院
土谷 武嗣	〃	〃
竹本 裕子	〃	〃

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成25年10月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ東金沢駅前店
金沢市高柳町13

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

公告日 平成25年5月31日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成25年10月8日から同年11月8日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ増泉店

金沢市増泉4丁目2番ほか

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

公告日 平成25年5月31日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成25年10月8日から同年11月8日まで

監 査 委 員

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、平成24年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年10月8日

石川県監査委員	和田内	幸	三
同	金原		博
同	安田	慎	一
同	織田	静	代

監 査 箇 所 名	監 査 年 月 日	監 査 の 結 果
公益財団法人いしかわ子育て支援財団	平成25年9月2日	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益財団法人いしかわ女性基金	〃	〃
公益社団法人石川県畜産協会	〃	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益財団法人石川県緑化推進委員会	〃	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益財団法人能登島ガラス美術館	〃	〃
学校法人日本航空学園	〃	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
のと鉄道株式会社	〃	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益社団法人石川県観光連盟	平成25年9月4日	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
ほっと石川観光キャンペーン実行委員会	〃	〃
公益財団法人いしかわ緑のまち基金	〃	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
財団法人石川県文化・産業振興基金	〃	〃
財団法人石川県金沢勤労者プラザ	〃	〃
公益財団法人石川県国際交流協会	〃	〃
公益財団法人いしかわ農業人材機構	〃	〃
株式会社石川県IT総合人材育成センター	〃	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。

包括外部監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

平成23年3月28日付け及び平成25年3月28日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、石川県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年10月8日

石川県監査委員 和田内 幸 三
同 金 原 博
同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

1 公表の範囲

平成22年度及び平成24年度包括外部監査の結果に基づき石川県知事が講じた措置について、石川県知事から通知を受けた事項

2 公表の概要

(1) 平成22年度包括外部監査において指摘された事項について、次のとおり通知を受けた。

所 属 名	監査結果の概要	監査結果に基づき講じた措置
産業政策課	(事業の余剰金について) I S I C O で、ベンチャー企業に対する金融機関の融資を損失補償するための引当金を積立しているが、当該事業の主たる事業目的は既に達成されており、I S I C O に多額の余剰金が蓄積している。県に返還するか又はベンチャー企業育成に使用すべきである。	当該事業の余剰金については、同じくベンチャー企業支援を行うその他の事業と合わせて整理することとし、石川県ベンチャー育成ファンド事業の評価損失に充当した。
財団法人石川県産業創出支援機構	(県との貸付金運用益の余剰金について) 金融機関の融資を I S I C O が損失補償する事業については、一般会計において損失補償引当資産として積み立てられている。損失補償引当準備資産は当該事業における余剰金であり、県に返還するか又はベンチャー企業育成支援事業に使用すべきものである。	当該事業の余剰金については、同じくベンチャー企業支援を行うその他の事業と合わせて整理することとし、石川県ベンチャー育成ファンド事業の評価損失に充当した。

(2) 平成24年度包括外部監査において指摘された事項について、次のとおり通知を受けた。

所 属 名	監査結果の概要	監査結果に基づき講じた措置
石川県保健環境センター	(備品管理の正確性について) 備品シールが貼付されていないものや字が消えているもの、また、台帳上廃棄処理されているが現存する備品があった。備品の適正な管理が必要である。	指摘を受けた備品シールについては、シールを新たに貼付した。 また、台帳上廃棄処理されていたが、部品交換用として継続保管していた物品については、通常備品との分別管理を実施するなど、備品管理を徹底した。 今後は、このようにならないよう、備品の適正な管理に努めてまいりたい。
石川県白山自然保護センター	(備品管理の正確性について) 備品シールが貼付されていないものや字が消えているものが散見される。 また、文部科学省より借り受けている高山植物研究機材について、石川県の物品として重複記載されているものがあるので、備品の適正な管理が必要である。	備品シールが貼付されていないものや字が消えているものについては、シールを新たに貼付した。 また、借受品出納簿と備品台帳の重複については、重複記載されていた備品台帳から削除した。 今後は、このようにならないよう、備品の適正な管理に努めてまいりたい。
石川県白山自然保護センター	(公有財産(工作物)の管理について) 現存しない焼却炉が台帳に残っているので、実態に合わせて廃棄手続を行い、台帳から削除すべきである。	廃棄手続を行い、公有財産台帳から削除した。 今後は、このようなことがないように、公有財産の適正な管理に努めてまいりたい。

財団法人石川県 下水道公社	(借受物品の管理について) 借受物品の一部(重要物品についてはすべて)について、県の台帳により管理されており、自ら台帳を作成していない。下水道公社においても借受品出納簿を作成するべきである。 また、物品の廃棄等について、その証拠書類を備えておくべきである。	新たに借受品出納簿を作成し、管理することとした。 また、借受物品にあっても廃棄等の証拠書類を備えることとした。 今後は、このようなことがないように、借受物品の適正な管理に努めてまいりたい。
財団法人石川県 下水道公社	(退職給付引当金の未計上について) 下水道公社独自の職員の退職金支払に備えて中小企業退職金共済に加入しているが、退職金の要支給額に対して十分でない。不足分は下水道公社の負担として、退職給付引当金を計上する必要がある。	平成24年度から退職引当金として計上した。

